

第29回入善町農業委員会議事録

平成25年12月2日午後1時30分から第29回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 高見敏明	15番 野島浩	16番 米山義隆	18番 若島せつ子

欠席委員 2名

7番 寺崎敏明 17番 福島信子

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主任	田中優子
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第104号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。今年最後の農業委員会となりました。次の7月で任期が終わりますが、この3年間は制度がめまぐるしく変わり、皆さんも苦勞されたことと思います。戸別所得補償制度が15,000円から7,500円になることや、農地・水地保全管理支払交付金や中間管理機構など、地域農業に多大な影響を与えるような制度が示されていますが、まだまだ内容は不透明です。

特に利用集積について、これまでの、新規で農業公社に白紙委任する利用集積円滑化事業を活用した利用権設定については、人・農地プランの検討委員会を開催することで、農地集積協力金の対象となっていますが、今後の農地中間管理機構制度の動向に注意しなければなりません。同じ利用権設定なのに、預ける時期によって、補助金の対象になったり、ならなかったりしてしまうと問題です。

それでは、今年もあと1月です。体調には十分気をつけて頑張っていきましょう。本日も慎重審議をよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第29回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事

日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番福澤委員と9番眞岩委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、小摺戸〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、面積は、3,059㎡です。

譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町一宿〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業を行っています。農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、所得税等の譲渡所得において、800万円の特別控除を受けることができます。この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者が、農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は居住地から車で1～2分で、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、年間を通して農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は139,688㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、福澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は新屋〇〇番で、登記地目、現況地目ともに田、面積は562㎡です。

譲渡人は、京都府京都市伏見区〇〇町〇〇番地〇〇号の〇〇さんで、譲受人は、入善町新屋〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人である〇〇さんは、県外在住で、耕作することが困難であるため、当該農地の近くに住む〇〇さんに譲り渡すこととなり、今回の申請となりました。

申請番号2番の3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は居住地から徒歩1分で、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が55年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、年間を通して農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は22,276㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、寺崎委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

福澤委員

私が申請番号1番を確認しました。譲受人は、夫婦で農業を経営する専業農家で、現在規模拡大中で

あり、譲り受ける農地を全て効率的に利用することに関して、問題ないと考えますので、よろしくお願いいたします。

事務局

申請番号2番を確認された寺崎委員は欠席ですが、意見書が書面で提出されていますので、読み上げます。「譲受人は50a以上の農地を耕作しており、譲渡人も県外在住で農地を管理できないため、所有権移転することに問題はないと考えます。」とのことです。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

私から1点ですが、申請番号2番の譲受人は、自己所有の農地を、農業生産法人に利用権設定していないのでしょうか。

事務局

農地基本台帳上、利用権設定はされていないため、耕作面積は50a以上あり、個人名義で農地を取得することができます。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第104号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第104号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成25年12月2日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規6件、更新46件、合計52件の申請があります。

まずは新規の利用権設定です。

申請番号1番。上野〇〇、上野〇〇、地目はすべて田、計2筆で面積は3,656㎡、貸付人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町上野〇〇番地の有限会社〇〇、借賃は10aあたり14,400円で期間は5年です。

申請番号2番。上野〇〇、地目は田、計1筆で面積は872㎡、貸付人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり9,900円で期間は10年です。

申請番号3番。若栗新〇〇、若栗新〇〇、若栗新〇〇、地目はすべて田、計3筆で合計面積5,957㎡、貸付人は入善町若栗新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町若栗新〇〇番地の〇〇さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号4番。若栗新〇〇、地目は田、計1筆で面積3,632㎡、貸付人は入善町若栗新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町若栗新〇〇番地の〇〇さんです。借賃は10aあたり12,100円で期間は10年です。

申請番号5番。新屋〇〇、地目は田、計1筆で面積505㎡、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さんです。借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です。

申請番号6番。今江〇〇番地、地目は田、計1筆で面積1,506㎡、貸付人は富山市笹津〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は朝日町藤塚〇〇番地の〇〇さんです。借賃は10aあたり12,700円で期間は10年です。

続いて更新です。今回は件数が多いので、地区ごとに集計を報告させていただきます。

入善地区は5件、7筆、10,132㎡。

上原地区は5件、9筆、15,197㎡。

青木地区は5件、11筆、19,756㎡。

飯野地区は5件、9筆、15,013㎡。

小摺戸地区は1件、3筆、3,960㎡。

新屋地区は7件、13筆、18,654㎡。

櫛山地区は8件、16筆、25,687㎡。

横山地区は2件、3筆、4,285㎡。

舟見地区は5件、15筆、28,045㎡。

野中地区は3件、6筆、10,924㎡。

以上、更新の合計は、46件、92筆、151,653㎡です。

新規と更新合わせて合計52件、101筆、167,781㎡の申請です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、52件の申請です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

申請番号52番は使用貸借となっていますが、何か理由があるのでしょうか。

事務局

申請番号52番は、親子間の利用権設定であり、農業者年金の経営委譲年金の受給に関係した利用権設定です。

議長（鍋嶋 太郎）

補足として、今後の利用権設定の時期と、農地集積協力金の関係について、事務局から説明してもらえませんか。

事務局

今後離農する農家の利用権設定、全ての農地を農業公社に白紙委任し、地域の中心となる経営体に預ける新規の利用権設定についてですが、平成26年の1月20日を締め切りとする予定です。そして、2月

はじめに人・農地プランの検討会を開催し、2月の農業委員会で決定する流れです。そうすると、今年度の農地集積協力金の交付を受けられます。

問題は、その後離農することになり、利用権を設定しようとする場合です。現在の情報では、来年度は農地中間管理機構に預けることが、協力金の条件となるようです。と言っても、来年度すぐに中間管理機構が設立されるとは限りません。預ける時期によっては、離農しても補助金がもらえない可能性があるのです。

そのため、町では、2月20日までの利用権について、3月に人・農地プランの検討会を開き、農業委員会で決定することで、協力金の対象にさせることも検討しています。それでも、2月21日以降の利用権設定については、対象にすることができません。これについては、県とも連絡をとりながら、中間管理機構を通した利用権設定にすることや、利用権設定の時期を調整することなどを検討し、補助金の対象にしてもらえるよう、働きかけていきたいと思えます。

福澤委員

結局、協力金の対象になるための利用権設定は、いつまでに提出すればいいということでしょうか。

竹島事務局長

平成25年度の農地集積協力金の対象となるには、ぎりぎりでも、2月20日までということですが。その後については、来年度対応になりますので、中間管理機構がいつ設立されるか不明な現在の状況では、もし協力金を考えているのなら、早めに提出していただきたいと思えます。もちろん、新しい情報が届きましたら、すぐお知らせしていきたいと思えます。

福澤委員

農地の出し手に対する補助金は分かりましたが、受け手に対する補助金、規模拡大加算については、どうなるのでしょうか。

竹島事務局長

基本的に今年度と同じですが、直接農家さんに支払われるのではなく、町を経由すること、条件として、中間管理機構を通すこと、となるところが、変わってくる聞いています。

議長（鍋嶋 太郎）

農地利用集積円滑化団体である、入善町農業公社は今後、どうなるのでしょうか。

事務局

存続し、町の農業公社通しの利用権設定として、補助金の対象にはなりません、継続するようです。また、中間管理機構から委託を受けて、中間管理機構を介する利用権設定の事務を行うことができるようになるようです。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第104号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

(全員 意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

他にご意見がないようですので、これをもちまして第29回入善町農業委員会を閉会いたします。
次回は、平成26年1月15日 水曜日、午後3時から行います。

(閉会 午後2時10分)